

# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成30年度フォローアップ調査結果のポイント（1）

別添

**調査方法** 調査対象社にアンケート票を送付し、書面調査を実施（平成31年1月11日発出～同年2月28日締切）。

【参考】前回（平成29年度）調査は、平成29年12月11日発出～平成30年1月31日締切。

**回答状況** 回答数の合計：785社（対象社数1,727社 回答率45.5%、有効回答数：586社※1）

【参考】前回（平成29年度）調査は1,747社を対象、回答数：722社、回答率：41.3%

※1 有効回答数：回答数の合計から「今回は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答199社を除いた回答数

（内訳）

## 放送事業者からの回答状況

回答数：485社

（対象社数578社 回答率83.9%、有効回答数：338社）

【参考】前回（平成29年度）調査は583社を対象、回答数：457社、回答率：78.4%

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※2、3	128社（NHK含む）	128社（100%）
衛星系放送事業者※2、3、4	6社（民放連加盟） 81社（衛放協加盟）	72社（82.8%）
ケーブルテレビ事業者※5	363社	285社（78.5%）

※2 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象

※3 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計

※4 衛星系放送事業者には、番組供給事業者を含む。

※5 ケーブルテレビ連盟加盟社を対象

## 番組製作会社からの回答状況

回答数：300社※6

（対象社数1,149社 回答率26.1%、有効回答数：248社）

【参考】前回（平成29年度）調査は1,164社を対象、回答数：265社、回答率：22.8%

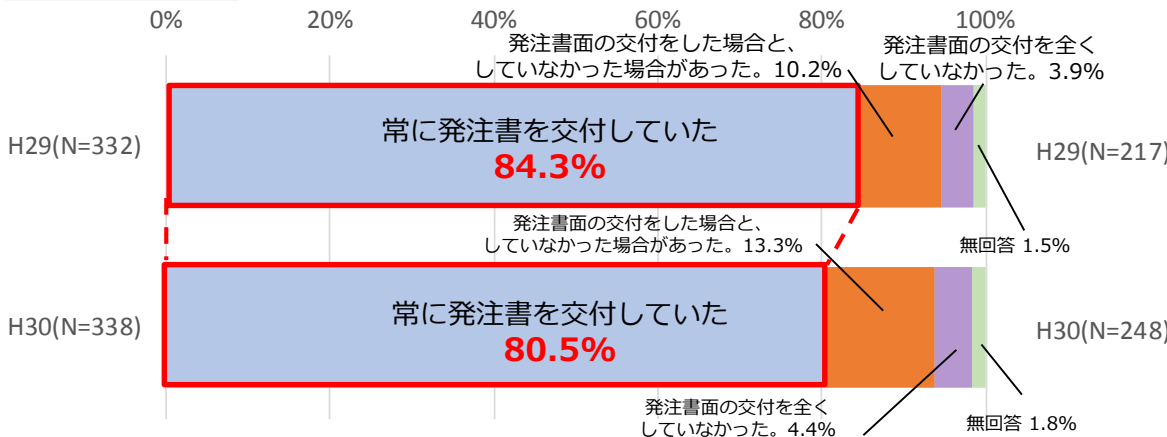
団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）	125社※7	49社※7（39.2%）
全国地域映像団体協議会（NRA）	138社※7	61社※7（44.2%）
日本映像事業協会（JVIG）	129社※7	44社※7（34.1%）
日本動画協会（AJA）	57社※7	17社※7（29.8%）
団体未加盟 （民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社等）	738社	146社（19.8%）

※6 無記名回答1社を含む。

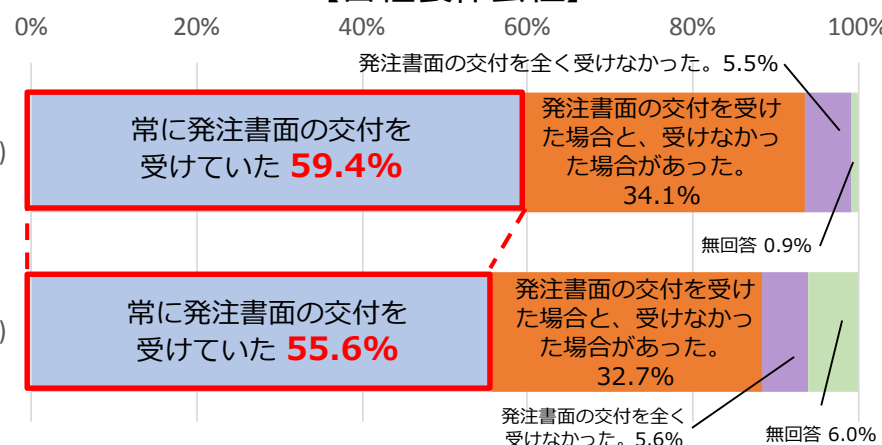
※7 複数の団体に加盟している番組製作会社：対象社数38社、回答数18社

## 書面の交付

### 【放送事業者】



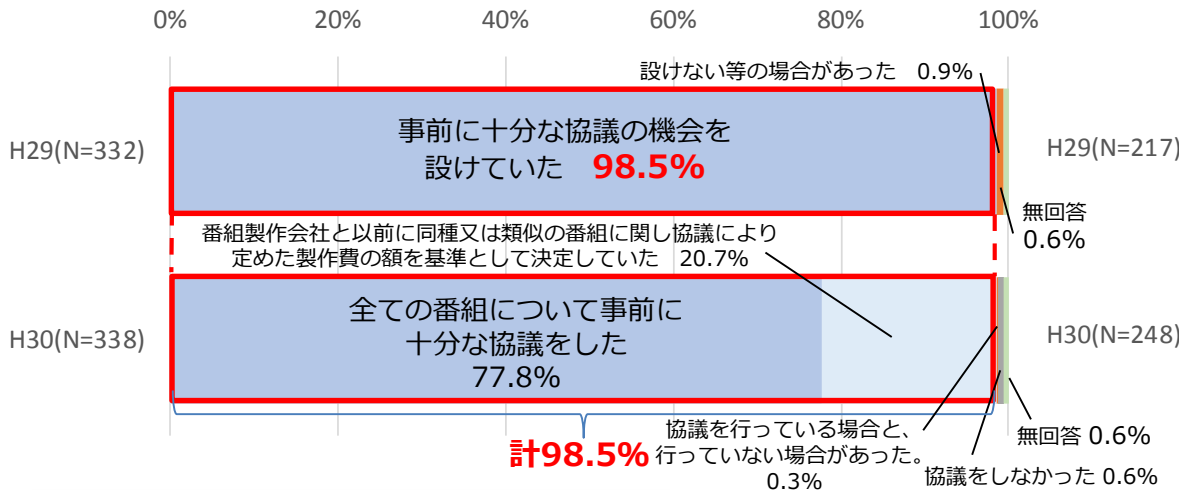
### 【番組製作会社】



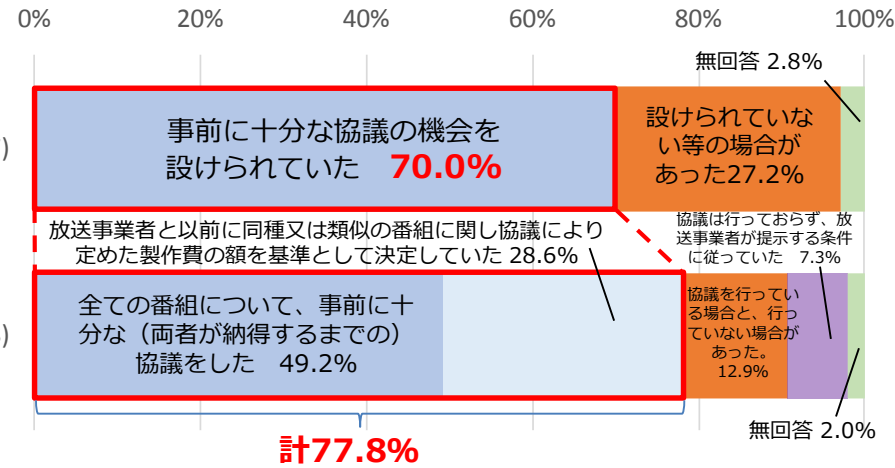
# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成30年度フォローアップ調査結果のポイント（2）

## 取引価格等の決定（事前協議の有無）

### 【放送事業者】



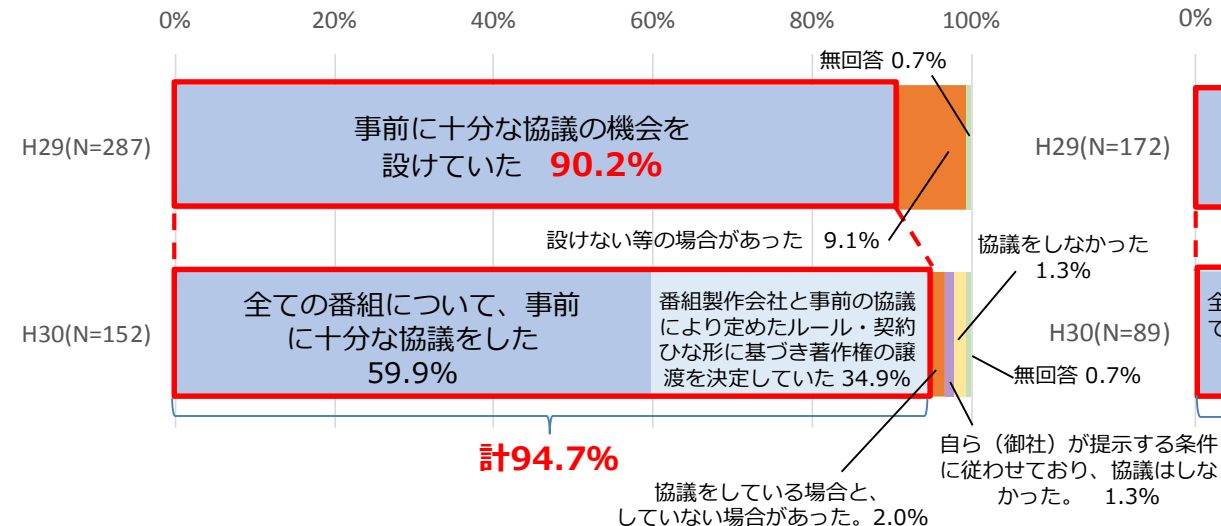
### 【番組製作会社】



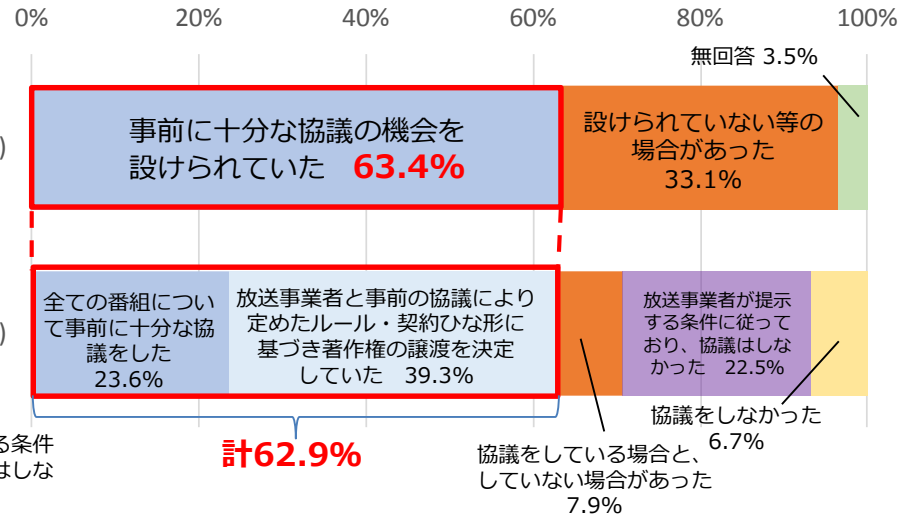
## 著作権の帰属（事前協議の有無）

（注） H29とH30で質問の内容等が一部異なることから、母数(N)が異なっており、単純に比較できないことに留意する必要がある。

### 【放送事業者】



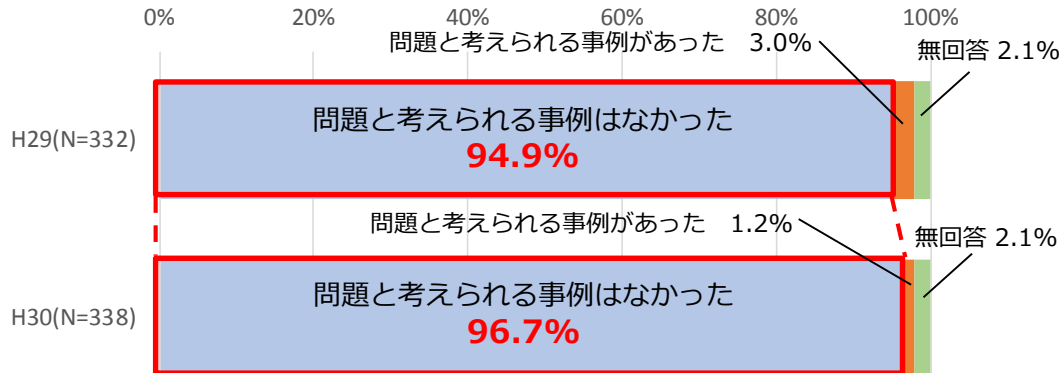
### 【番組製作会社】



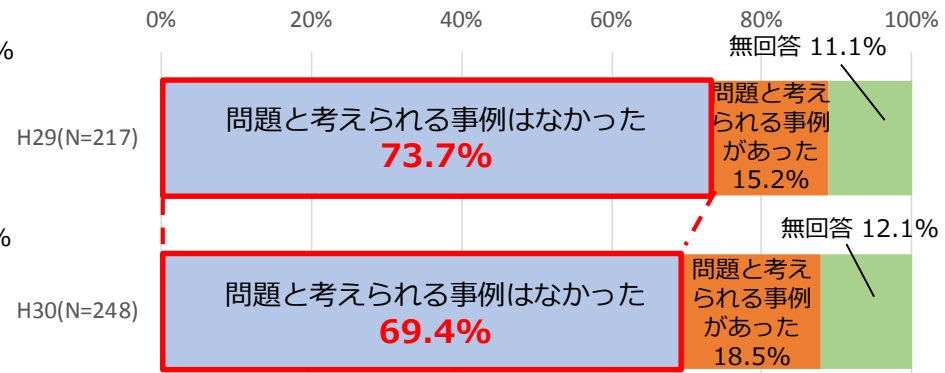
# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成30年度フォローアップ調査結果のポイント（3）

## 取引内容の変更及びやり直し

### 【放送事業者】



### 【番組製作会社】



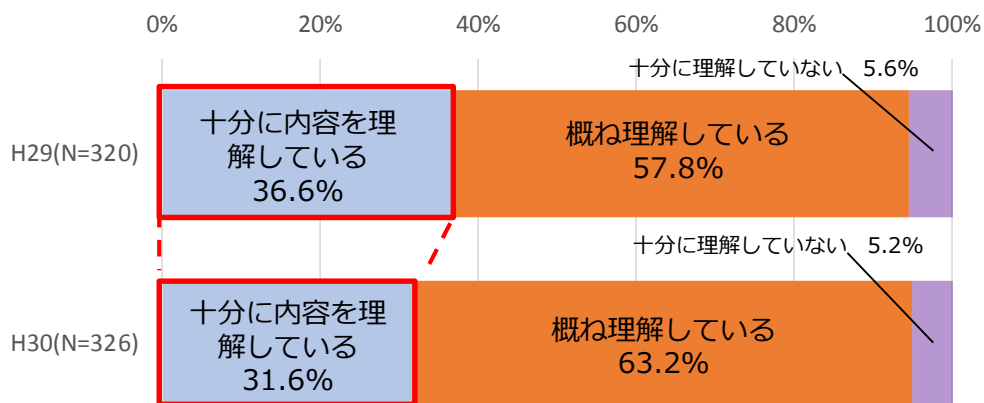
#### 【問題と考えられる事例】

- 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注。
- 放送事業者から制作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は放送事業者の了解を得て納入した後に、番組製作会社に瑕疵は無いに関わらず、放送事業者から、一方的に、一部又は全部の修正
- 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行ったにもかかわらず、放送事業者は、正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請
- 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行い、放送事業者が了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請
- 制作委託を受けた番組の納入後、放送事業者が検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請
- 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったに関わらず、受領された後、一年以上を経過して、やり直しを要請
- レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請

## ガイドラインの理解度※

※ なお、ガイドラインの認知度（ガイドラインを知っている）は放送事業者96.4%（326社/338社）、番組製作会社87.5%（217社/248社）。  
【参考】 前回（平成29年度）調査は、放送事業者96.4%（320社/332社）、番組製作会社：90.8%（197社/217社）

### 【放送事業者】



### 【番組製作会社】

